

ほほえみ

桑野小学校保健室（令和5年11月2日）



11月に入り、朝夕の冷え込みも日増しに厳しくなってきます。郡山市のインフルエンザが注意報レベルになりました。市内の学校では学級閉鎖も出ています。基本の感染症予防に取り組みましょう。

【今シーズンの学校におけるインフルエンザ対策について】



- (1) 感染防止
 - ・ マスク着用推奨、手洗い、換気、人ごみを避ける等
- (2) 予防接種
 - ・ インフルエンザワクチンの予防接種には、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があり、特に高齢者や基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方には、効果があると考えられます。
- (3) 出席停止期間

インフルエンザの出席停止期間（登校の基準）

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。

*目安として、発症日は医療機関受診日とし、受診翌日から1日と数える。

*抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症5日を経過するまでは欠席が望ましい。（裏面参照）

朝、お子さまの健康観察をお願いいたします。

保健室の様子から…

- （
 - ・ のどの痛み 高熱が出る。
 - ・ 頭痛、寒気がある） このような症状のお子様が増えています。

保護者の皆さまへのお願い

- 学校で体調が悪くなった場合には、ご連絡を差し上げますので、お迎えのご協力をお願いします。
 - ・ 早退後は、受診されますようお願いいたします。（インフルエンザに感染した場合には、学校までご連絡ください。）
- 保護者様に連絡が取れない場合があります。
 - ・ 勤務先の変更等があった場合には、担任まで新しい連絡先をご連絡ください。
- 体調が悪い場合には無理な登校は控えて休養しましょう。

インフルエンザによる出席停止期間について

1 第二種感染症の出席停止期間(学校保健安全法施行規則第19条第2項)

病名	出席停止期間の基準 (学校)
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 (ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。)

2 発症は医師の判断を優先し、医師判断がなければ医療機関受診日とする。

症例	発症日	発症後						
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
発症後 1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				登校可能
	出席停止							
発症後 2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校可能
	出席停止							
発症後 3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校可能
	出席停止							
発症後 4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
	出席停止							